

議案第15号

鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則の廃止について

上記の議案を提出する。

令和元年5月8日

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則を廃止したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

## 議案第15号 資料

### 鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則を廃止する規則案の概要

#### 1 廃止の理由・内容

「鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則」は教育委員会規則として制定されているが、当該補助金に係る事務は市民協働推進課が所管しており、所管課で「鳥栖市自治公民館建設等補助金交付規則」を新たに制定するため、現行の「鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則」を廃止する。

#### 2 施行日

令和元年6月1日

## 鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則を廃止する規則

鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則（昭和53年教委規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。